様式第１号　土地境界立会申請書（第３条関係）

**土地境界立会申請書**

　　年　　月　　日

　広島県　　　　事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　次の土地の立会を、必要書類を添えて申請します。

　１　土地の所在（民有地）

　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　郡

　２　土地の所在（公共用地）

　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　郡

　３　公共用地の種別・名称

　４　申請の理由

　 (1) 分筆　　(2) 地積更正　　(3) 地図訂正　　(4) その他( 　　　　　　)

　５　添付書類

(1) 位置図

(2) 法務局備付地図

(3) 土地全部事項証明書

(4) 隣接土地所有者等一覧表

(5) 委任状

(6) 地積測量図

(7) 現況実測平面図及び現況実測横断図

(8) 現況写真

※必要に応じて添付した書類の番号に〇印を付けてください。

様式第２号　委任状（土地所有者が申請等を委任する場合の委任状　第４条関係）

**委　　　任　　　状**

　私は、

　　　　　　　市　　　　　　町　　　　丁目　　　番

　　　　　　　郡　　　　　　　　　　　大字　　　字

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、次の行為を委任します。

　１　土地の所在（民有地）

　　　　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　　　　　郡

　２　土地の所在（公共用地）

　　　　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　　　　　郡

　３　上記土地の境界確定等に関する委任の範囲は、次のとおりです。

　　　申請から境界確定等に関する通知・証明等の受領に至るまでの一切の権限

　　注：個別的事項のみの委任の場合には、委任事項を具体的に表示すること。

　４　添付書類　　印鑑証明書（境界確定協議書作成時のみ必要）

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

様式第３号　隣接土地所有者等一覧表（第５条関係）

**隣接土地所有者等一覧表**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  所在 |  公簿地目 |  公簿地積 |  所有者の住所、TEL |  氏名 |  備　　考 |
| 隣　接　土　地　所　有　者 |  |  |  |  |  |  |
| 利　　害　　関　　係　　人 |  |  |  |  |  |  |

様式第６号　委任状（関係者が立会を委任する場合の委任状　第９条関係）

**委　　　任　　　状**

　私は、

　　　　　　　市　　　　　　町　　　　丁目　　　番

　　　　　　　郡　　　　　　　　　　　大字　　　字

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代理人と定め、次の行為を委任します。

　１　土地の所在（民有地）

　　　　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　　　　　郡

　２　土地の所在（公共用地）

　　　　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　　　　　丁目　　　　　番

　　　　　　　　　　　郡

　３　上記土地の境界確定等に関する現地協議に立会して、協議に応じてこれに同意し

　　又は同意を与えないこと。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　印

様式第８号　境界確定協議書（第11条関係）

**境界確定協議書**

　次の公共用地と民有地の境界については、次のとおり確定しました。

１　立会年月日　　　　　　　　　　年　　月　　日

２　境界を確定した民有地及び公共用地の所在

　(1)　土地の所在（民有地）

　　　　　市　　　　　　　町　　　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　郡

　(2)　土地の所在（公共用地）

　　　　　市　　　　　　　町　　　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　郡

３　公共用地の種別・名称

４　協議成立年月日　　　　　　　年　　月　　日

５　境界標の番号及び位置

６　その他参考となる事項

７　添付書類

(1) 法務局備付地図

(2) 現況実測平面図

(3) 現況実測横断図

(4) 印鑑証明書

(5) 同意書

　以上の協議成立を証するため、協議書２通を作成し、各自記名押印の上、その１通を所持する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　公共用地　広島県　　　　　事務所長

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名　　　印

　　　　　　　　民有地　住　所

　　　　　　　　　　 　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　 　電　話

様式第12号　境界確定証明願（第14条関係）

**境界確定証明願**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　広島県　　　　　事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　次の土地について、境界を証明してください。

　１　土地の所在（民有地）

　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　　　　郡

　２　土地の所在（公共用地）

　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　　　　郡

　３　公共用地の種別・名称

　４　証明を受ける理由

　　　分筆・地積更正・地図訂正・その他（具体的に　　　　　　　　　　）

　５　添付書類

(1) 位置図

(2) 法務局備付地図

(3) 土地全部事項証明書（証明を受ける土地)

(4) 現況実測平面図

(5) 現況実測横断図

(6) 委任状（代理人による申請の場合で、すでに提出している場合を除く。）

----------------------------------------------------------------------------------

　上記については、別紙図面に記載のとおりであることを証明します。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　広島県　　　　　事務所長　　　氏　　名　　　印

様式第13号　筆界確認証明願（第15条関係）

**筆界確認証明願**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　広島県　　　　　事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代理人　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

　次の土地について、筆界を確認したことを証明してください。

　１　土地の所在（民有地）

　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　　　　郡

　２　土地の所在（公共用地）

　　　　　　　　市　　　　　　町　　　　　丁目　　　　　　番

　　　　　　　　郡

　３　公共用地の種別・名称

　４　証明を受ける理由

　　　分筆・地積更正・地図訂正・その他（具体的に　　　　　　　　　　）

　５　添付書類

(1) 位置図

(2) 法務局備付地図

(3) 土地全部事項証明書（証明を受ける土地）

(4) 現況実測平面図

(5) 現況実測横断図

(6) 委任状（代理人による申請の場合で、すでに提出している場合を除く。）

(7) 土地売買契約書等の写し（境界確定協議書の作成を省略する場合）

----------------------------------------------------------------------------------

　上記については、別紙図面に記載のとおり確認したことを証明します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　広島県　　　　　事務所長　　　氏　　名　　　印

様式第９号　利害関係人の同意書　（第11条関係）

**同　　　　意　　　　書**

　隣接土地所有者（利害関係人）として、別紙図面のとおり境界を確定することに異議なく同意します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　在 | 所有者の住所 | 氏　　　名 | 印 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |